

○千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準

平成21年5月29日21千政総職発第177号

## 改正

令和2年10月16日2千政総務発第202号

千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準

千代田区は区民等の多様な意見を取り入れ、また専門的な識見を活用するため、さまざまな会議を開催しており、これらの会議では、さまざまな議題をさまざまな目的で論議している。これらの会議は、透明性及び公正性を確保した上で設置され、及び運営されなければならない。また、基本的には、できる限り公開のもとで審議され、その記録が公開されることが、その内容を公正にするため、また民主的な区政運営を確保するためにも重要である。

千代田区は、このような見地から、この基準を定める。

(目的)

**第1条** この基準は、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民に対しその審議状況を明らかにするとともに、公正透明で民主的な区政の運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置されたものをいう。

2 この基準において「懇談会等」とは、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、区規則、要綱等に基づき設置されたもの（区職員のみを構成員とし、専ら執行機関内部の意思形成過程に携わるもの及び区内部又は区と関係機関等との事務連絡を主目的とする会合を除く。）をいう。

3 この基準において「附属機関等」とは、附属機関及び懇談会等をいう。

(附属機関の設置)

**第3条** 附属機関の設置は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 設置目的及び審議事項が、他の附属機関と重複しないものであること。
- (3) 臨時的な附属機関については、設置期限を明示すること。
- (4) 会議の開催方法（オンライン会議の有無等）について、あらかじめ検討を加え、必要に応じて条例又は区規則で規定すること。

(懇談会等の設置)

**第4条** 懇談会等の設置は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 設置、運営等に係る定めは、区規則、要綱等で規定することとし、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
- (2) 設置目的及び協議事項が、附属機関又は他の懇談会等と重複しないものであること。
- (3) 会議の開催方法（オンライン会議、書面会議の有無等）及び当該開催方法における謝礼の支払方法について、あらかじめ検討を加え、必要に応じて区規則、要綱等で規定すること。

（委員等の選任）

**第5条** 附属機関等の委員又は構成員（以下「委員等」という。）は、法令等の定めのあるものを除き、その設置の目的に応じて、区民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 広く区民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。
- (2) 委員等の男女の構成比率は、一方が委員等の定数の40パーセント未満にならないよう努めること。
- (3) 委員等は、原則として連続5任期を超えて在任しないものとする。
- (4) 同一人に複数の委員等の職が集中しないようにすること。

（附属機関等の見直し）

**第6条** 附属機関等の運営に当たっては、不断に活動実態を検証し、次のいずれかに該当する附属機関等（法令等により設置義務があるものを除く。）は、廃止又は統合するなどの見直しを図るものとする。

- (1) 活動が不活発なもの
- (2) 所期の目的が達成されたもの
- (3) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政の簡素化及び効率化の見地から廃止し、又は統合することが適当なもの

（会議の公開の基準）

**第7条** 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議が千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第7条第1項各号に規

定する非公開情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。）を含む内容について審議等を行う場合

(3) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(会議の公開・非公開の決定)

**第8条** 附属機関等の会議を公開するかどうかは、前条に定める会議の公開の基準に基づき、当該附属機関等がその会議において決定する。

2 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

**第9条** 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対してこれを認めることにより行うものとする。

2 会議（オンライン会議を除く。）の傍聴を認める場合には、あらかじめ傍聴人の定員を定め、傍聴席として所定の場所を設けるものとする。

3 傍聴する上での注意事項その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等の長が定めるものとする。

4 当該附属機関等の長は、傍聴人が注意事項を遵守せず会議の進行上支障があると認めるときは傍聴を中止することができる。

(会議開催予定の公表)

**第10条** 附属機関等の所管課等は、会議開催に当たっては、公開・非公開の別及び会議の開催方法にかかわらず原則として会議開催の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した内容を区ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等事前公表が困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所。ただし、会議の開催方法がオンライン会議又は書面会議の場合は、その旨

(4) 議題

(5) 会議の公開又は非公開の別(その別が未確定であるときは、非公開になることもあること。)

(6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

(7) 傍聴人の定員。ただし、会議の開催方法がオンライン会議の場合は、定員を定めたときに限る。

(8) 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合の処置。ただし、会議の開催方法がオンライン会議の場合は、定員を定めたときに限る。

(9) その他必要な事項

(適用除外)

**第11条** 第7条から第9条までの規定及び前条第5号から第8号までの規定は、書面会議により会議を開催する場合には、適用しない。

(会議録の作成)

**第12条** 附属機関等の所管課等は、会議の公開・非公開の別及び会議の開催方法にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成に当たっては、逐語記録又は要点記録により調製する。

3 会議録の作成に当たっては、附属機関等又はその長の確認を得るとともに、次条第1項ただし書の非公開情報の有無及びそれが有る場合の非公開理由について、あらかじめ意見を聴くものとする。

(会議録等の公開)

**第13条** 会議録及び会議で使用した資料（以下「会議録等」という。）は、公開するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においても千代田区情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。

2 前項の規定により会議録を公開する場合は、前条第3項の規定により聴取した意見を尊重して行うものとする。

3 会議録等の公開は、区ホームページ又は区政情報コーナー若しくは所管課等の窓口での閲覧により行うものとする。

4 会議の録音データ等の電磁的記録については、その視聴を希望する者に対し、通常の執務時間の範囲内で相当な方法により公開する。ただし、非公開の内容を含むものについては、この限りでない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

**第14条** 会議及び会議録等の公開について法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他の会議の公開)

**第15条** 第2条第2項かつこ書きにより除外されている会議は、その設置根拠たる条例、区規則、

要綱等の趣旨目的に反しない限り、会議の公開に努め、また、千代田区情報公開条例の規定に従って会議録等を公開するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年10月16日2千政総務発第202号）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和2年10月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この基準の令和3年1月1日以後に新たに委員等の選任をする場合について適用し、同日前に新たに委員等を選任する場合については、なお従前の例による。